



山形県公報

平成25年11月22日(金)
第2498号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1227
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………(同) ……1228
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域保健福祉課) ……1229
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……1230
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……1231
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良事業施行の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……1232
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……1233
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

### 公 告

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第1039号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称    | 開設者   | 指定施術機関の所在地                  | 指定年月日      |
|--------------|-------|-----------------------------|------------|
| 西長接骨院        | 西長孝浩  | 米沢市成島町一丁目4番30号              | 平成25. 3. 1 |
| みなみ整骨院       | 高橋洋輝  | 鶴岡市千石町7番33号                 | 同 3.26     |
| はりきゅう整骨院 助太刀 | 安部慎太郎 | 米沢市金池一丁目2番10号 アーバンシティ1Fテナント | 同 4.23     |

|              |      |                |   |      |
|--------------|------|----------------|---|------|
| しらはた接骨院      | 白旗寛仁 | 酒田市東栄町6番3号     | 同 | 5.21 |
| しばさき整骨院      | 柴崎正人 | 山形市八日町一丁目1番34号 | 同 | 5.30 |
| セラピーハウス大内接骨院 | 湯田光博 | 米沢市直江町11番12号   | 同 | 7.13 |
| ほのぼの鍼灸治療院    | 佐藤慎司 | 東根市大字羽入317番地   | 同 | 8.30 |
| 宮町整骨院        | 渡辺知樹 | 山形市宮町五丁目3番17号  | 同 | 9.9  |

**山形県告示第1040号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 西 長 接 骨 院         | 米沢市成島町一丁目4番30号      | 平成21. 3. 11 |

**山形県告示第1041号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
崎村接骨院  
西村山郡大江町大字藤田713番地の1
- (2) 届出の内容

| 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 |                    | 変 更 年 月 日    |
|---------------------|--------------------|--------------|
| 変 更 前               | 変 更 後              |              |
| 西村山郡大江町大字藤田137番地の11 | 西村山郡大江町大字藤田713番地の1 | 平成21. 12. 25 |

- 2 (1) 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
大泉接骨院  
山形市清住町二丁目1番16号
- (2) 届出の内容

| 指定施術機関の名称 |       | 変更年月日      |
|-----------|-------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後 |            |
| おおいづみ整骨院  | 大泉接骨院 | 平成25. 4. 8 |

| 指定施術機関の所在地   |                | 変更年月日      |
|--------------|----------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後          |            |
| 山形市銅町二丁目7番4号 | 山形市清住町二丁目1番16号 | 平成25. 4. 8 |

- 3 (1) 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
ときわ治療院  
米沢市大町二丁目3番57号 メゾンライゼ205号
- (2) 届出の内容

| 指定施術機関の名称 |        | 変更年月日       |
|-----------|--------|-------------|
| 変 更 前     | 変 更 後  |             |
| トキワ治療院    | ときわ治療院 | 平成25. 7. 31 |

#### 山形県告示第1042号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                 | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|-----------------------------|------------|------------|
| 合同会社ヴォーチェ<br>山形市吉原三丁目1番5号   | まなびのへやバンビーナ<br>山形市吉原三丁目1番5号 | 児童発達支援     | 平成25.10.31 |

#### 山形県告示第1043号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社多田             | リハビリテーション颯 山形霞城<br>山形市城南町二丁目10番2号 | 通所介護    | 平成25. 9. 13 |
| 株式会社LINK           | デイドリームセンター笑顔のたね<br>山形市西田一丁目2番5号   | 通所介護    | 同 9. 27     |

|               |                                   |             |   |       |
|---------------|-----------------------------------|-------------|---|-------|
| 医療法人仁誠会       | もときデイサービス<br>山形市元木二丁目9番39号        | 通 所 介 護     | 同 | 9.30  |
| 合同会社メディカルサポート | 合同会社メディカルサポート<br>天童市大字下荻野戸162番地の1 | 福 祉 用 具 貸 与 | 同 | 10.10 |
| 合同会社メディカルサポート | 合同会社メディカルサポート<br>天童市大字下荻野戸162番地の1 | 特定福祉用具販売    | 同 |       |
| 山辺観光タクシー株式会社  | アインクサービス山辺<br>東村山郡山辺町大字山辺2242番地の1 | 福 祉 用 具 貸 与 | 同 | 10.23 |
| 山辺観光タクシー株式会社  | アインクサービス山辺<br>東村山郡山辺町大字山辺2242番地の1 | 特定福祉用具販売    | 同 |       |

## 山形県告示第1044号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類      | 指定年月日      |
|----------------------|-----------------------------------|--------------|------------|
| 株式会社多田               | リハビリテーション颯 山形霞城<br>山形市城南町二丁目10番2号 | 介護予防通所介護     | 平成25. 9.13 |
| 株式会社LINK             | デイドリームセンター笑顔のたね<br>山形市西田一丁目2番5号   | 介護予防通所介護     | 同 9.27     |
| 医療法人仁誠会              | もときデイサービス<br>山形市元木二丁目9番39号        | 介護予防通所介護     | 同 9.30     |
| 合同会社メディカルサポート        | 合同会社メディカルサポート<br>天童市大字下荻野戸162番地の1 | 介護予防福祉用具貸与   | 同 10.10    |
| 合同会社メディカルサポート        | 合同会社メディカルサポート<br>天童市大字下荻野戸162番地の1 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |
| 山辺観光タクシー株式会社         | アインクサービス山辺<br>東村山郡山辺町大字山辺2242番地の1 | 介護予防福祉用具貸与   | 同 10.23    |
| 山辺観光タクシー株式会社         | アインクサービス山辺<br>東村山郡山辺町大字山辺2242番地の1 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

## 山形県告示第1045号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------|------------------------------|---------|------------|
| 医療法人東北医療福祉会        | もときデイサービス<br>山形市元木二丁目9番39号   | 通 所 介 護 | 平成25. 9.30 |
| フットヘルパー山形合同会社      | フットヘルパー山形<br>山形市双月町字中道366番地4 | 訪 問 介 護 | 同 10.15    |

**山形県告示第1046号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|------------------------------|----------|-------------|
| 医療法人東北医療福祉会          | もときデイサービス<br>山形市元木二丁目9番39号   | 介護予防通所介護 | 平成25. 9. 30 |
| フットヘルパー山形合同会社        | フットヘルパー山形<br>山形市双月町字中道366番地4 | 介護予防訪問介護 | 同 10. 15    |

**山形県告示第1047号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類                                  | 指定年月日       |
|---------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------|-------------|
| 株式会社創健コーポレーション<br>山形市若宮四丁目1番1号  | くつろ木吉の原訪問介護事業所<br>山形市若宮四丁目1番1号     | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護                       | 平成25. 9. 30 |
| 社会福祉法人上山翔泉会<br>上山市東町3番31号       | 共同生活援助事業所いずみホーム<br>上山市東町3番31号      | 共 同 生 活 援 助                                  | 同           |
| 社会福祉法人天童福祉厚生会<br>天童市大字矢野目150番地  | 明幸園ショートステイセンター<br>天童市大字矢野目150番地    | 短 期 入 所                                      | 同 10. 31    |
| 合同会社あすなる<br>東村山郡中山町大字長崎3030番地31 | あすなる訪問介護事業所<br>東村山郡中山町大字長崎3030番地31 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護<br>同 行 援 護<br>行 動 援 護 | 同 9. 30     |

**山形県告示第1048号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類            | 廃止年月日        |
|----------------------------------|------------------------------|------------------------|--------------|
| フットヘルパー山形合同会社<br>山形市双月町字中道366番地4 | フットヘルパー山形<br>山形市双月町字中道366番地4 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成25. 10. 15 |

**山形県告示第1049号**

最上川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成25年11月15日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（島田地区）
- (2) 最上川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

庄内町役場

3 縦覧に供する期間

平成25年11月25日から同年12月24日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第1050号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名                 | 地 区 名   | 工 事 完 了 年 月 日  |
|-----------------------|---------|----------------|
| 経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 | 鷲 畑 地 区 | 平成25年 7 月 23 日 |

山形県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月22日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長                   |
|------------------------------------------|------|-------------------|-----------------------|
| 東置賜郡高畠町大字佐沢字中川原2895番1から<br>同 字長面1001番1まで | 旧    | 12.0メートル<br>} 6.0 | 1,024 <sup>メートル</sup> |
| 同 上                                      | 新    | 18.8メートル<br>} 9.5 | 同 上                   |

山形県告示第1052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月22日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字佐沢字桑原3552番から  
同 字長面1538番1まで

- 3 供用開始の期日 平成25年11月22日

**山形県告示第1053号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び小国町役場において縦覧に供する。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第319号  
2 指定の場所 西置賜郡小国町大字岩井沢字中道北三526番15  
3 道路の現況 幅員 4.00メートル  
延長24.30メートル  
4 指定年月日 平成25年11月13日

**山形県告示第1054号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年8月30日 指令置総建第37号  
2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市池黒字沢田1260番2、1260番12、1260番13、1261番16、1284番13  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
南陽市三間通436番地の1  
南陽市土地開発公社

**公 告**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に掲げる指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成25年11月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定地方公共機関の名称及び所在地

| 名称                         | 所在地            |
|----------------------------|----------------|
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院 | 酒田市あきほ町30番地    |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院        | 山形市沖町79番地の1    |
| 国立大学法人山形大学医学部附属病院          | 山形市飯田西二丁目2番2号  |
| 一般社団法人山形県医師会               | 山形市松栄一丁目6番73号  |
| 一般社団法人山形県歯科医師会             | 山形市十日町二丁目4番35号 |
| 一般社団法人山形県薬剤師会              | 山形市前田町17番15号   |
| 公益社団法人山形県看護協会              | 山形市松栄一丁目5番45号  |

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 株式会社バイタルネット山形営業部 | 山形市蔵王松ヶ丘一丁目2番地10     |
| 株式会社マルタケ山形支店     | 山形市桜田東一丁目1番57号       |
| 株式会社メディセオ山形営業部   | 山形市馬見ヶ崎四丁目4番1号       |
| 株式会社スズケン山形営業部    | 山形市流通センター三丁目13番地4    |
| 株式会社恒和薬品山形営業所    | 山形市立谷川二丁目485番地14     |
| 東邦薬品株式会社山形営業部    | 山形市流通センター三丁目5番地2     |
| 山形ガス株式会社         | 山形市白山三丁目1番31号        |
| 寒河江ガス株式会社        | 寒河江市大字寒河江字石田24番地     |
| 新庄都市ガス株式会社       | 新庄市千門町12番9号          |
| 鶴岡ガス株式会社         | 鶴岡市鳥居町15番22号         |
| 酒田天然瓦斯株式会社       | 酒田市東両羽町4番5号          |
| 庄内中部ガス株式会社       | 東田川郡三川町大字横山字畑田139番地2 |
| 一般社団法人山形県LPガス協会  | 山形市旅籠町三丁目3番36号       |
| 山形鉄道株式会社         | 長井市栄町1番10号           |
| 山交バス株式会社         | 山形市清住町一丁目1番20号       |
| 庄内交通株式会社         | 鶴岡市錦町2番60号           |
| 公益社団法人山形県トラック協会  | 山形市流通センター四丁目1番地20    |
| 山形県道路公社          | 山形市緑町一丁目9番30号        |

## 2 指定年月日

平成25年10月30日